

平成 29 年(2017 年)1 月 17 日



埼玉県報

第 2866 号
平成 29 年(2017 年)
1 月 17 日
火曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（東部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（北部地域振興センター）
- 春日部都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 第 47 期埼玉県労働委員会委員候補者の推薦（勤労者福祉課）

告 示

埼玉県告示第四十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十九年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十九年一月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人よっぴらんど
- 三 代表者の氏名
山本 佳子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県越谷市川柳町二丁目三百九十八番地三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者の生活及び作業環境の改善を行い、地域で生活する人たちとの交流を促進することによって、障害者の自立に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十九年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十九年一月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人親子でつくる子育ての会わらしべの里

三 代表者の氏名

木村 美鈴

四 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市万平町一丁目八十五番地六

五 定款に記載された目的

この法人は、会員の共同運営のもと、保育が必要とされる子どもたちの豊かで安全な生活の場を築くことによって、子どもたちの心身の健やかな発達を援助するとともに、健全で豊かな地域社会の確立に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四十八号

春日部市から春日部都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十九年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四十九号

第四十六期埼玉県労働委員会委員の任期が平成二十九年四月二十一日をもって満了するため、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、次のとおり次期労働者委員候補者及び使用者委員候補者の推薦を求める。

平成二十九年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 推薦資格

イ 労働者委員候補者を推薦できるもの

埼玉県内の区域内のみに組織を有し、労働組合法（昭和二十四年法律第七十号。以下「法」という。）第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働組合とする。

ロ 使用者委員候補者を推薦できるもの

埼玉県の区域内のみに組織を有する使用者団体とする。

二 被推薦者資格

法第十九条の四第一項の欠格条項に該当しない者であること。

三 推薦手続

イ 労働者委員候補者を推薦しようとする労働組合は、推薦書及び略歴書に、当該労働組合が法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の埼玉県労働委員会の証明書を添付して提出すること。

ロ 使用者委員候補者を推薦しようとする使用者団体は、推薦書及び略歴書を提出すること。

四 推薦期間

平成二十九年一月二十七日（金）から同年二月二十日（月）まで

五 推薦に必要な書類の提出先

埼玉県産業労働部勤労者福祉課